

2 加入希望者のみ行う手続

〈任意継続組合員の申出〉

退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方で、退職した日から20日以内に申出を行い、かつ、掛金を納入することで、退職後も引き続き、医療給付等の短期給付と人間ドック、宿泊施設利用補助等の福祉事業を受けることができる制度です。(最長2年間)ただし、年度末退職者については次のように取り扱います。

平成29年度末退職者の加入手続及び任意継続組合員証等の交付時期

区分	受付期間	掛金の納付	任意継続組合員証等送付予定日
事前受付	平成30年1月15日(月) ～2月15日(木)必着	平成30年3月22日(木) (口座振替の期日)	平成30年3月末 退職時の所属所へ送付 (所属所において交付)
通常受付	平成30年4月2日(月) ～4月11日(水)	平成30年4月19日(木) (振込による納付期限)	平成30年4月下旬 自宅へ郵送

注意：掛金の納付を確認後、任意継続組合員証等を交付することとなります。

○提出書類 ・任意継続組合員申出書 ・預金口座振替依頼書(振替口座:現在の共済登録口座)

※平成29年度末退職者の任意継続組合員申出書の受付期間については、平成29年12月上旬に所属所長あて通知しています。

再任用(フルタイム)を希望している方、再就職される予定の方又は家族の被扶養者に認定される予定の方は、任意継続組合員申出を行わないでください。

3 該当者のみ行う手続

〈貸付金の償還〉

貸付金を借り受けている方は、その未償還残高(利息を含む)は退職手当から控除します。退職手当より貸付金の残額が多い場合は、振込用紙を退職時の所属所あてに送付します。団体信用生命保険(団信)に加入している方は、脱退の手続は不要です。償還完了後に未経過保険料充当金を指定口座に返金します。

〈福祉保険制度(ファミリー年金・傷害退職給付金・入院費用給付金)の手続等〉

平成29年度末時点で60歳以上の退職者の方は、平成30年10月末日まで保障が継続します。保障期間満了後は、「ファミリーサポートプラン」に加入することにより継続が可能です。1月～2月にご自宅あて送付されている資料をご確認ください。ファミリーサポートプラン申込締切日/平成30年3月末日
※平成29年度末時点で50歳以上の早期退職者の方についても、「福祉保険制度」の継続が可能です。継続の手続については、退職後(平成30年6月～7月頃)に資料がご自宅に送付されます。

〈財産形成貯蓄(財形)〉(県費負担教職員対象)

本人が、直接、契約金融機関で退職に伴う手続を行ってください。再就職する方は、継続できる場合もありますので、契約金融機関及び再就職先の事務担当者と相談してください。

〈児童手当〉(県費負担教職員対象)

退職により、県から不支給となる職員で、引き続き児童手当の受給要件を満たしている場合は、居住地の市町村で15日以内に認定請求手続を行ってください。児童手当の受給については、手続が遅れると遡及されませんのでご注意ください。

〈個人型確定拠出年金(iDeCo)〉(県費負担教職員対象)

個人型確定拠出年金に加入している方は、退職に際して本人が直接契約金融機関に退職した旨を申し出て退職後の指示を受けてください。加入期間によって年金の受取開始年齢が異なりますのでご注意ください。

退職にあたっての手続



1 必ずとる手続

退職時の所属所における手続

- (1) 共済年金の手続
- (2) 組合員証等の手続

退職後の手続

- (1) 年金制度への加入
- (2) 医療保険制度の加入

2 加入希望者のみ行う手続

〈任意継続組合員の申出〉

3 該当者のみ行う手続

〈貸付金の償還〉
〈福祉保険制度の手続等〉
〈財産形成貯蓄〉
〈児童手当〉
〈個人型確定拠出年金〉

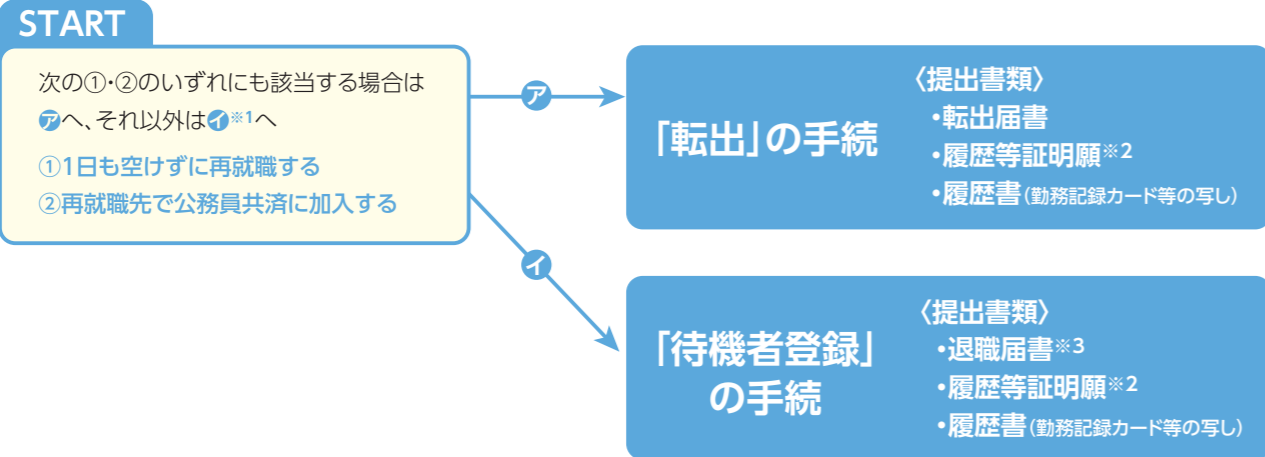
1 必ずとる手続

退職時には必ず、年金及び医療給付に関する手続を行う必要があります。
ご自身の手続について、確認してください。



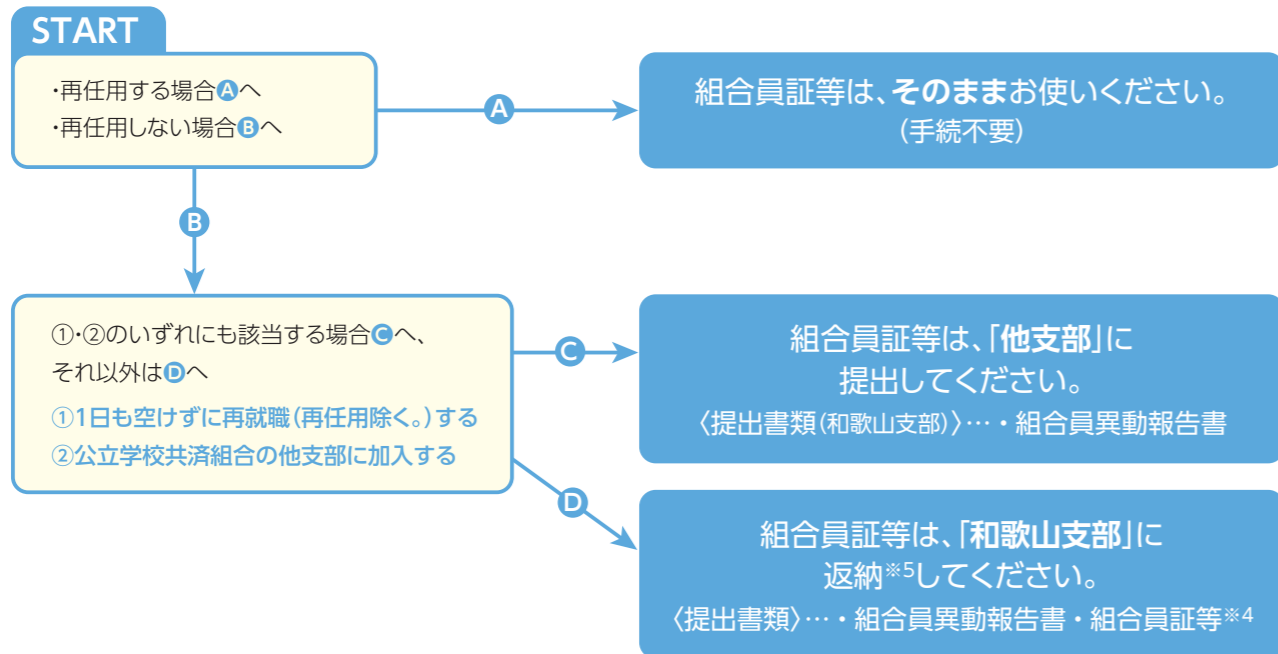
退職時の所属所における手続

(1) 共済年金の手続



- ※1 今年度退職予定の再任用(フルタイム)者については、手続を所属所あて別途通知します。
なお、引き続き再任用(フルタイム)を希望する者は、退職に係る手続は不要です。
- ※2 和歌山県立医科大学、和歌山市立の幼稚園、美浜町立こども園、和歌山市立和歌山高等学校(全日制)、海南市立海南下津高等学校、和歌山宿泊所に所属の組合員は、提出不要です。
- ※3 「平成29年度末退職予定組合員に対する年金制度等説明会」に出席する者については、当該説明会で配付予定です。

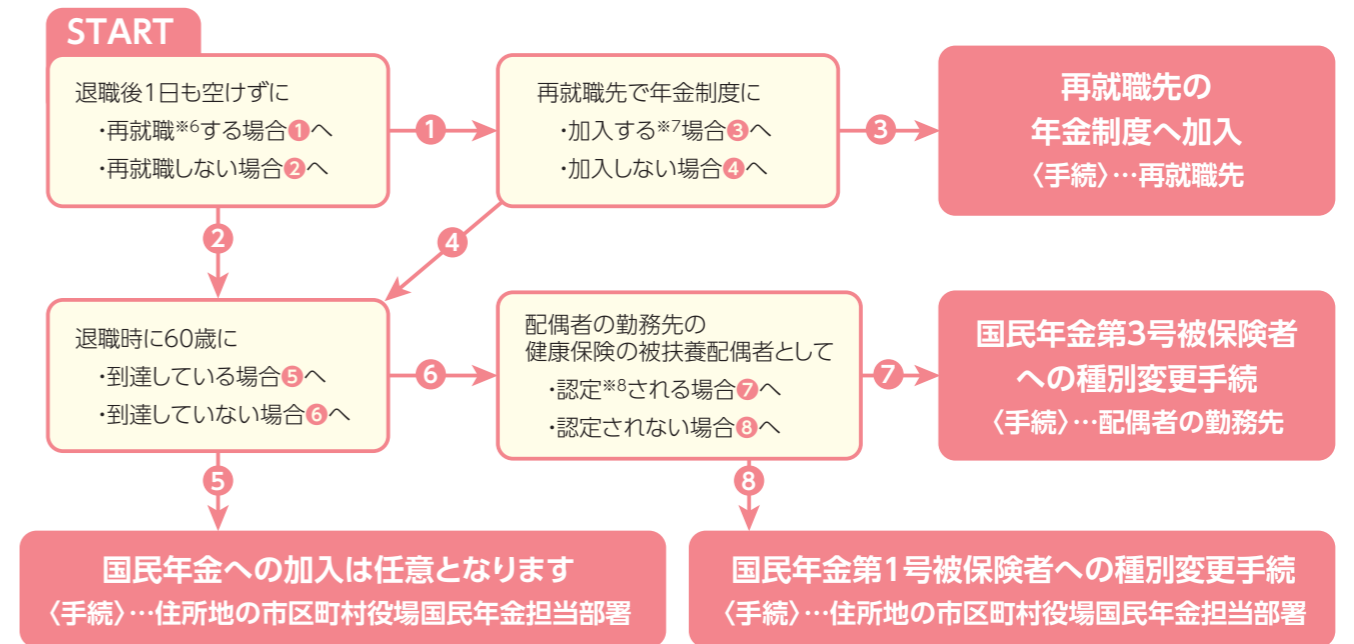
(2) 組合員証等(※4)の手続



- ※4 組合員証等とは、組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証です。
- ※5 喪失後2日以内に退職時の所属所長を通じて返納してください。(同時提出書類:「組合員異動報告書」)

退職後の手続

(1) 年金制度への加入

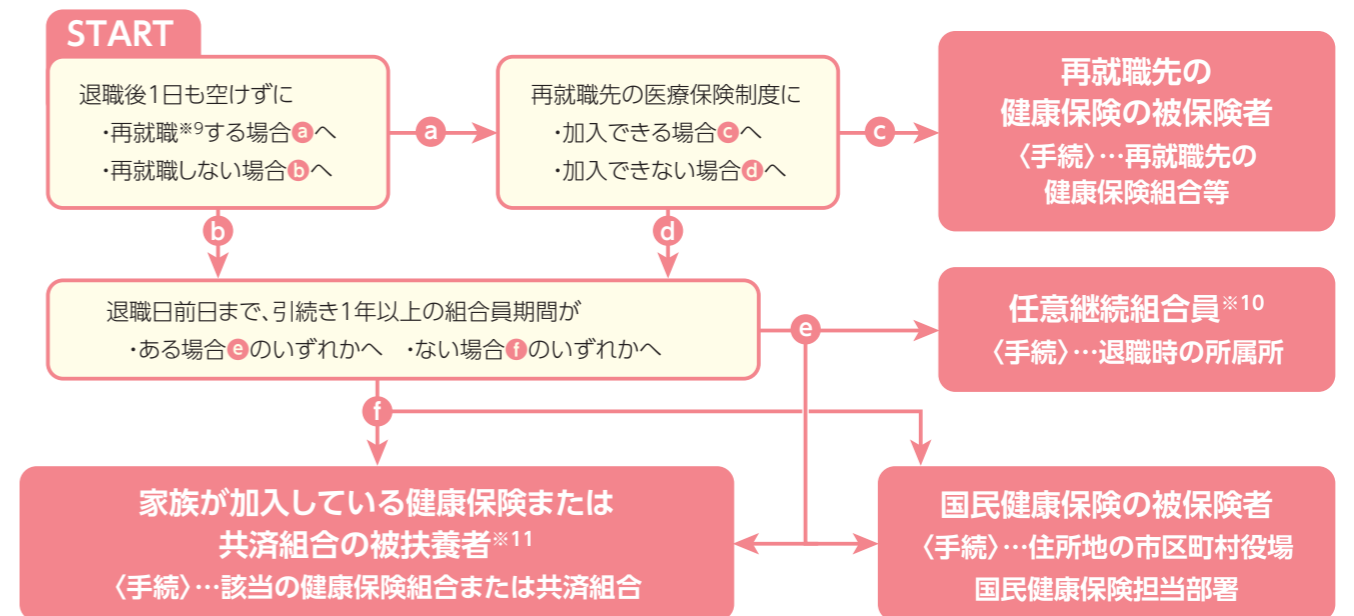


※注意…20歳以上60歳未満の被扶養配偶者についても、年金手続(種別変更又は使用者の変更)を行う必要があります。

種別(国民年金)	該当者
第1号被保険者	日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であり、かつ、第2号被保険者又は第3号被保険者でない者(強制加入)
第3号被保険者	厚生年金被保険者の被扶養配偶者であり、かつ、20歳以上60歳未満の者

- ※6 再任用(フルタイム)者は、引き続き共済組合に加入のため、手続不要です。
- ※7 加入について、原則として、任意で加入を選択することではなく、法令に定められた加入要件に従って適用されます。加入するか否かについては、再就職先に尋ねることをお奨めします。
- ※8 被扶養者の認定の取扱いについては、配偶者の加入している健康保険等によって異なります。

(2) 医療保険制度の加入



- ※9 再任用(フルタイム)者は、引き続き共済組合に加入のため、手続不要です。
- ※10 再就職先の健康保険に加入できる場合は、その保険が優先となります。
- ※11 健康保険等により家族となる条件が異なりますので事前に確認してください。